

図1 課税所得による判定

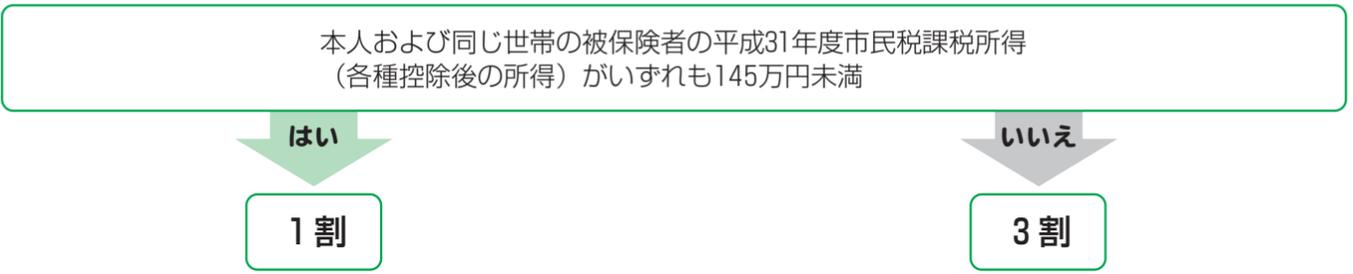
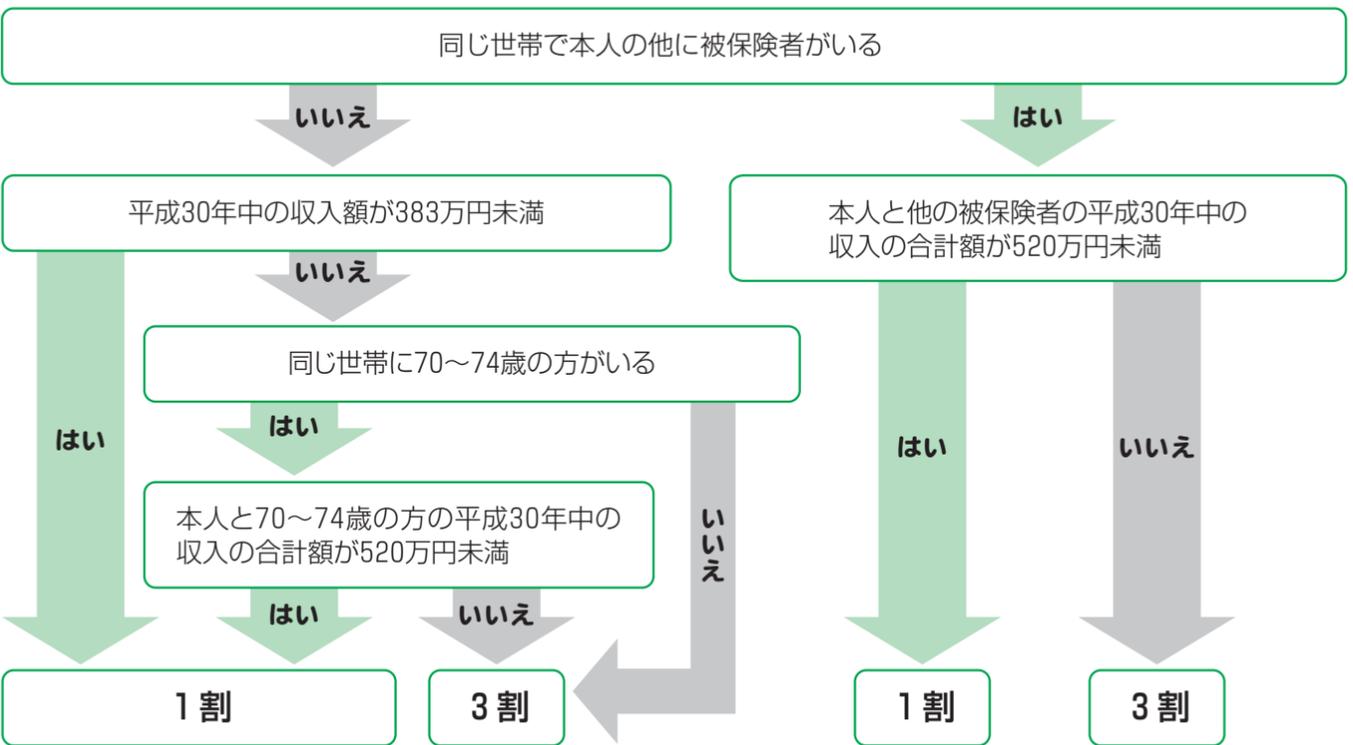


図2 収入金額による判定



※収入とは、所得税法上の収入金額で、必要経費や公的年金控除など差し引いた所得金額ではありません。
 ※確定申告したものは全て上図の収入金額に含みます。所得が0円やマイナスでも売却金額が収入金額となります。
 図1・2による再判定の結果、自己負担割合が変更になる方には、新しい被保険者証を7月中旬以降に郵送します。

後期高齢者医療制度
 担当 医療課
 ☎046(252)7213
 FAX046(252)7043

75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度の医療機関受診時に負担する。自己負担割合は、毎年8月1日を基準日として図1の通り再判定します。3割と

判定した方で、図2で1割に該当する方は、基準収入額適用申請をし、認定を受けると、申請月の翌月から1割となります。対象と思われる方には申請書を送付しますので、申請書が届かない方は、担当へお問い合わせください。
 なお、世帯における被保険者の構成や市税の課税所得が変更になった際には、自己負担割合などの再判定を随時行います。
 ○問い合わせ先 県後期高齢者医療広域連合コールセンター ☎0570(0)1120

医療費通知
 担当
 ①1117 国保年金課 ☎046(252)7672 FAX046(252)7043
 ②1117 医療課 ☎046(252)7213 FAX046(252)7043

国民健康保険 高齢受給者証
 担当 国保年金課 ☎046(252)7672 FAX046(252)7043

国民健康保険 限度額 適用認定証
 担当 国保年金課 ☎046(252)7672 FAX046(252)7043

国民健康保険 特定疾病 療養受療証
 担当 国保年金課 ☎046(252)7672 FAX046(252)7043

入院や高額な外来診療がある場合に1カ月の保険診療費が自己負担限度額までとなる国民健康保険限度額適用認定証および国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、認定証）の有効期限は7月31日（水）です。8月1日（木）以降に新しい認定証の交付を希望する方は、改めて申請してください。有効期限

慢性腎不全の認定を受け人工透析の治療を受ける70歳未満の方へ交付する国民健康保険特定疾病療養受療証（以下、療養受療証）の有効期限は7月31日（水）です。自己負担限度額の再判定を実施した後に8月1

70～74歳の国民健康保険加入者に交付する国民健康保険高齢受給者証（以下、高齢受給者証）の有効期限は7月31日（水）です。新しい高齢受給者証は、国民健康保険被保険者証（以下、保険証）と一体化し、保険証兼高齢受給者証となります。新しい保険証兼高齢受給者証は7月下旬に世帯主宛てに送付します。有効期限が切れた高齢受給者証は、市役所1階国保年金課または各出張所へ返却するか、細かく裁断して破棄してください。
 また、75歳以上の方は後期高齢者医療制度の対象となるので、次回有効期限（令和2年7月31日）以前に75歳を迎える方の有効期限は誕生日の前日までです。